



(空知支庁HP そらち道草写真館から掲載)
芦別市 キバナアツモリソウ

空知家族会連合会報

我が子の幸せな生活の恒久化を求めて

空知地区知的しょうがい福祉施設利用者家族会等連合会
会長 石田貞夫 (砂川希望父母の会 会長)

障がい者福祉サービスは「措置法」により、国と地方公共団体の責任で施設建築・運営等予算の支出、医療・教育・社会福祉法人の設立、職員の資質向上のための研修会等が企画され、一步一步障がい者の皆さんの生活充実のため、支援団体の協力により前進してまいりましたが、2002年「21世紀にふさわしい福祉サービス利用制度」として実状と大きく異なる内容で、利用者には利用料の支出増と施設側には運営費の大幅な負担増があり、そのため施設職員の待遇等が最悪となって活動等にも悪影響が見られます。

国や地方公共団体の責任を社会福祉法人・施設経営者に求め、また、国家財政の大幅赤字削減を図った「支援費制度」、さらに3年も経過しないなか天下の悪法と言われた「自立支援法」に変わり、2009年7月民主党マニフェストで「廃止」を掲げ9月の衆議院選挙後、

三党連立政権が廃止を合意しましたが今年3月「自立支援法」の内容を一部改正した「障害者総合支援法」が閣議決定され、6月27日公布されました。

本会は新法制定を求め続け、介護保健との一元化阻止、障害程度区分の廃止・支援は公的責任で行うこと等の問題点を提起・要望しましたが、法案に全く反映されていません。そこで、国・地方公共団体・福祉機関・国民に日々想定される事柄を相対的に検証し利用者と支援員の皆様に代わって、問題点を具体的に提起し、人々に訴え、理解していただく努力と請願・要望等強くすすめてまいります。

会員の皆様は北海道知的障がい児・者家族会連合会のホームページ (<http://do-ren.ciao.jp/>) 等を見ていただき多くの情報を得て、研修を深め、是非、本会行事等へのご参加をお願い致します。

第6回(2012年度)総会と今期の予定

4月28日奈井江町文化ホールにおいて、第6回総会を開催し、今年度の活動方針や役員改選を決定した。

【活動方針】

- 1) 研修会、交流会等により、各家族会及び会員相互の情報の共有化を図る。
- 2) 他の福祉関係団体との連携を図り、利用者の生活向上、職員の処遇改善のための活動を推進する。
- 3) 空知総合振興局及び地元自治体と施設の防災計画を確認し、その改善と充実を要望する。
- 4) 北海道知的障がい児・者家族会連合会と連携し「障害者総合支援法」が障がい者の真の自立につながる見直しを推進する。
 - (1) 障がい者の真の自立につながる活動の実施
 - (2) 地域間格差の是正
 - (3) 障がい者間格差の是正
 - (4) 2012年1月20日札幌市内で知的に障がいのある妹と妹の養育をしていた姉の死亡という痛ましい事故が発生しました。自治体の原因分析と対策の公表を受け、研修を深め今後の活動に生かす。
- 5) 仮称「第9回全国知的障がい者施設家族会連合会全国大会 in 札幌」を成功させよう。
 - (1) 日時：平成25年10月22日(火)午前12時～23日(水)午後1時

空知地区知的しょうがい福祉施設利用者家族会等連合会事務局

- (2) 場所：ホテルライフオーソ札幌 (011-521-5211)
- (3) 内容：大学教授の基調講演、シンポジウム、交流会

【新役員】

会長	石田貞夫 (砂川希望学院)
副会長	佐々木和男 (雪の聖母園)
副会長	井馬和男 (星の広場)
幹事	小島雅美 (滝川新生園)
幹事	岡田健二 (美唄学園)
事務局長	大原睦生 (ないえ会)
事務局	萬由美子 (支援施設ないえ)

○今年度の予定

【音楽バンドの招待】

10月6日(土)10時から、砂川オアシスパークで開催される「空知知的しょうがい福祉協会主催の物産展」に道央知的障がい児・者家族会がメンバーとなっているバンド「Moonshine」をお招きします。一緒に盛り上がりましょう。

【施設見学と研修会】

10月12日(金)「びあよし」において、見学と研修会を開催します。詳しくは後日ご連絡いたします。

相続税と贈与税 (1)

空知地区知的しょうがい福祉施設利用者家族会等連合会事務局

今回、相続や贈与について考えてみたいと思います。法律に疎い事務局が調べたもので、適切でないところも多いかと存じますが、これらを考える機会にして下されば幸いです。

相続税は相続、遺贈による個人の財産の移転にたいして課せられる。障害者（特別障害者）に対する控除が記載されている。その概要を次に記載した。

区分	概要
納税義務者	相続又は遺贈により財産を取得したもの
課税価格	相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額
基礎控除額	5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数) (注) 法定相続人の数に含まれる養子の数は、原則として実子がいる場合は 1 人、実子がない場合は 2 人までとする。
税額	(1) 基礎控除額の金額を超える部分の遺産額を法定相続人が民法の法定相続分の割合に従って相続したものとした場合の各取得分の価額に対し、その取得分につき、1,000 万円以下の部分に対する 10% から 3 億円超の部分に対する 50% までの超累進税率を適用して相続税の総額を求める。 (2) 上記の相続税額の総額を、各相続人及び受遺者の課税価格によりあん分した額をもって、それぞれの者の納付すべき相続税額とする。
控除等	(1) 非課税 死亡保険金 500 万円 × 法定相続人の数 死亡退職金 500 万円 × 法定相続人の数 (2) 債務控除 被相続人の債務（公租公課を含む）及び葬式費用を課税価格から控除 (3) 税額控除 ① 相続税の対象となる遺産額に含まれる贈与財産につき課せられた贈与税額を控除 ② 被相続人の配偶者については、当該配偶者の法定相続分相当額（その額が 1 億 6 千万円未満である場合には 1 億 6 千万円）に対応する税額を控除 ③ 未成年者については、20 歳に達するまでの年数各 1 年につき 6 万円を控除 ④ 障害者については、85 歳に達するまでの年数各 1 年につき 6 万円（特別障害者については 12 万円）を控除 ⑤ 10 年以内に 2 回以上相続があった場合には、原則として、前回の相続税額の 10% に、10 年からその時までの経過年数を控除した年数を乗じた額を控除 ⑥ 国所在財産につき課せられた相続税額を控除 (4) 税額加算 相続人が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者であるときは、その者の相続税額に 20% 加算